

平成 18 年（行ウ）第 467 号、平成 19 年（行ウ）第 224 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原 田 学 ほか

被 告 東 京 都、国

参 加 人 世 田 谷 区

準 備 書 面 19

平成 21 年 3 月 13 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 齋 藤 驍

ほか

小田急線鉄道施設変更工事合格処分差止請求事件における国側の主張の持つ意味

1 連続立体交差化事業の意義：「街路事業」としての連続立体交差化事業

- (1) 本件で問題とされている小田急線の地下化、補助 5 4 号線の新設、区画街路 1 0 号線の新設及び駅前広場整備の各事業は、既設鉄道部分の連続立体交差化と交差道路の整備・新設、既存線路敷の跡地利用による道路と駅前広場の整備、さらにはその周辺の街並みの整備までが一体として施行される一つの大規模な再開発事業の、それぞれ一部分（パーツ）にほかならない。この事実は、原告らのこれまでの主張によって明確になっている。

しかるに、被告国は、未だにその事実を認めようとせず、小田急線の地下化は、「鉄道事業」であり、補助 5 4 号線の新設及び区画街路 1 0 号線の新

設は、「道路事業」、駅前広場整備はそれら以外の事業であって、それぞれが別々の事業だと強弁してきた。

すなわち、国は、本件の平成19年1月29日付準備書面(1)の13頁第4の1(2)、平成19年10月29日付準備書面(4)の2頁第3の1、平成20年12月10日付準備書面(6)の3頁第1の1などで、小田急線の連続立体交差化(本件区間では地下化)を内容とする事業を「鉄道事業」とする一方、補助54号線の新設と区画街路10号線の設置を「道路事業」とし、意味の異なる事業として区別したうえで、これらは「別個の事業」であると主張していたのである。

- (2) ところが、小田急線の梅ヶ丘駅付近から喜多見駅付近までの区間(以下「経堂区間」という。)の連続立体交差化に伴って実施された鉄道施設変更工事(高架橋上における4線複々線鉄道施設の設置工事)について関東運輸局長が行った完成検査による合格処分について、周辺住民らとその差止め及び取消しを求めた小田急線鉄道施設変更工事合格処分差止請求控訴事件(東京高裁平成20年(行コ)第97号事件。第10民事部に係属中。)で、国側(同事件被控訴人関東運輸局長)は、平成21年1月30日付の準備書面(甲118。以下「別訴国側準備書面」という。)第8頁18～21行目で次のような注目すべき主張をしている。

「在来線を連続立体交差化する本件高架化は、都市計画法上の都市計画(9号線都市計画)に基づき、踏切を除却することによって、都市の交通と分断された市街地の一体化を図ることを目的とした街路事業であり、街づくりの観点から地方公共団体が施行すべき事業である」

すなわち、鉄道在来線の「連続立体交差化」を、「都市の交通と分断された市街地の一体化を図ることを目的とした街路事業」だと明言するに至ったのである。

- (3) この主張は極めて重要である。これこそ、原告らの前記(1)の主張の妥当性

を端的に裏付けているということが出来る。国は、本件と別の事件についてはあるが、鉄道の在来線を高架化することについて、それが単なる「鉄道事業」だという従前の主張を転換し、鉄道と交差する道路や側道等の整備・新設と同義の「街路事業」だということを認めただけか、「都市の交通と分断された市街地の一体化」を目的とすると言うことによって、駅前広場や周辺の街並みの一体的整備までもを包含する巨大な再開発事業を意味することを、訴訟手続の中で明確に認めるに至ったのである。

したがって、本件に関して言えば、小田急線の連続立体交差化（地下化）と補助54号線及び区画街路10号線の設置事業はもとより、同時に実施される駅前広場の整備や周辺の街並整備も含めて、全体として一体をなす「事業」にほかならないとの事実を、ここに争いのない事実として認めることができるのである。

2 建運協定等の法規範性：「行政組織間の内部規範」の意味

なお、同準備書面は、「建運協定」の法規範性につき、建運協定等が、「法律の委任に基づいて定められたものではない」との理由から、「行政組織間の内部規範」であると主張するが（甲118第9頁22行目～第11頁12行目）、国側もそれが「規範」であることは承認しているのであり、一定の拘束力を有するものであることは否定し得ないところである。

すなわち、建運協定等が法律の委任に基づいて定められたものでないとしても、「行政組織間の内部」における「規範」として定められたものであるという以上は、関係行政機関は、その「規範」に拘束されるのであり、行政処分を行う場合、当該「規範」に準拠することが求められ、処分がなされようとする場合、または処分がなされた場合、それが司法審査に付されるときは、当該「規範」に従ったものか、違反したものは、当該処分の当否につき判

断する基準となるのであって、その規範性は、行政機関の「内部」にのみ留まるものではない。

この点については、後にあらためて詳論する。